

議題 1 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 6 号))

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 2 年 5 月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第 5 条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第 7 条第 2 項に基づき承認する。

令和 2 年 6 月 19 日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 令和 2 年度大阪府一般会計補正予算 (第 6 号) の件 (教育委員会関係分)

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第 5 条 第 3 条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第 7 条 (略)

- 2 第 5 条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

教育庁 令和2年度一般会計補正予算（第6号）の概要

第6号補正予算の概要

一般会計	第6号補正予算額	2億 399万6千円
	補正前予算額	5,407億3,175万7千円
	補正後予算額	5,409億3,575万3千円

※ 補正予算額については、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費に係るもの。

〔 一 般 会 計 〕

上段 補正額
 中段 補正前予算額
 下段 補正後予算額

事 業 名	事 業 費	事 業 内 容 の 説 明
【一部国経済対策】 府立学校オンライン 学習環境緊急整備事業費 ≪ 新 規 ≫	2億 399万6千円 0 2億 399万6千円	新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波による臨時休業等における家庭学習を支援するため、府立学校のオンラインでの学習体制を構築（既存の通信回線を増強）する。 緊急的対応として、家庭でのオンライン学習に必要な端末機等は、各家庭のものでの利用とするが、端末機等を持たない家庭に対しては、学校所有の端末機、モバイルルーター（通信費込み）を貸し出し、全家庭でのオンライン学習を実現する。